



認知症施策に関する取組について

- 薬剤師は、外来での服薬指導や、在宅訪問指導、一般用医薬品の販売を通して、本人や家族との聞き取り等から得られた情報により、認知症の早期発見の機会を捉えている。
- 地域住民が薬剤師・薬局とかかりつけの関係を持つことで、普段から薬剤師が状況を把握でき、状態変化にいち早く気づき、早期発見や適切なつながぎを行うことが可能となる。
- かかりつけ薬剤師や健康サポート薬局を活用してもらうことで、服薬状況の一元的・継続的な把握やきめ細かな薬学的管理や服薬指導が可能となり、医師をはじめとした多職種(病院薬剤師、ケアマネジャー等)と患者情報を共有し、患者やその家族等をサポートしていくことができる。
- 薬局薬剤師の認知症対応力向上研修受講者数が現時点で4万人超となり、目標数値である6万人に向けて更なる推進を行っているところ。
- 薬剤師の活動をより充実させるためには、フォローアップ研修、情報提供、継続的なつながりの構築(行政、修了者同士、他職種)の必要性を感じている薬剤師が多い。

※平成30年度老健事業 歯科医師・薬剤師・看護職員向け認知症対応力向上研修の評価方法と受講後の実態に関する調査研究事業報告書より

- 今般の認知症基本法の成立を受け、薬剤師・薬局としても、これまで以上に認知症患者のみならず家族や支援にあたる関係者とも十分に連携を図ることが重要。
- 都道府県・市町村による認知症施策推進計画の策定に際しては、都道府県薬剤師会や地域薬剤師会も参画し、薬局を含む保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備、患者や家族からの相談に応じる体制の整備を行うことが重要。
- また、認知症予防については、一次予防（運動不足の改善、生活習慣病予防、介護予防や健康増進事業との連携）、二次予防（健康相談などをきっかけにした早期発見）のほか、三次予防（進行の予防、進行遅延）についても薬剤師・薬局のより積極的な関与が期待される。
- 薬局においては、患者や家族等からの情報、他職種からの情報等をもとに、患者の薬物治療の個別最適化を行う。飲み忘れや飲み誤りがないか、薬の紛失や受診忘れはないか等の確認を行い、医薬品の剤形変更、用法の単純化、調剤の工夫、管理方法の工夫等の服薬支援や服用期間中のフォローアップを行う。更にはかかりつけ医、ケアマネジャーや地域包括支援センターをはじめとした多職種・多施設と連携し、認知症基本法の目的、基本理念に沿った切れ目のない医療の提供を行うことが不可欠。